

強制連行・強制労働の歴史から地域社会を問いなおす ——「相模湖・ダムを記録する会」の活動を中心に

櫻井 すみれ

はじめに

本稿では、これまで歴史学の分野においてあまり注目されてこなかった、1970年以降の歴史問題をめぐる市民運動の実践を取り上げる。そのなかでも、強制連行・強制労働の史実の解明と追悼事業、継承活動を続けている神奈川県「相模湖・ダムを記録する会」(以下、記録する会)を考察対象として、会の発足や実践を明らかにするとともに、記録する会の活動意義と、地域社会において活動はいかなる意味をもったのかを検討する。

1990年以降、かつて日本帝国の植民地支配や侵略の被害を受けた地域の人びとにより、日本政府や企業を相手取り、戦後補償を求める数多くの訴えが提起された。しかし近年の研究では、これにより加害の歴史への関心が高まったのではなく、早くは高度成長期の60年代後半からアジアに対する「加害性」の意識が芽生えていたことが確認されつつある。この点について重要な手がかりを与えてくれるのは、本庄十喜の研究である¹。本庄によれば、戦後日本における加害者意識は、敗戦から1965年までの平和運動においては被害者意識が運動の支柱であったが、60年代後半から「加害性」を問う議論が生まれたという。この議論が深化した背景について本庄は、ベトナム反戦運動や日韓条約反対闘争、在韓被爆者支援運動、入管闘争など、さまざまな運動の拡大と相互関連作用、そしてジャーナリストや歴史研究者らによる日本軍の戦争犯罪や日本帝国支配下での暴力実態の解明を指摘している²。

70年代以降の歴史問題をめぐる市民運動に関する研究は、現存する市民グループへの参与観察を中心に、いくつかの運動の事例が報告されている。たとえば、山口県宇部市の「長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会」の追悼碑の建立と、事故をめぐる記憶の構図に着目した大和裕美子の研究³や、北海道朱鞠内における強制労働犠牲者の遺骨発掘と、97年から始まった「強制労

¹ 本庄十喜「日本社会の戦後補償運動と「加害者認識」の形成過程」『歴史評論』第761号、2013年9月、pp.41-54・「戦後補償問題の歴史的展開と加害者認識」『日本の科学者』第51巻8号、2016年8月、pp.12-17。

² 同上。

³ 大和裕美子『長生炭鉱水没事故をめぐる記憶実践：日韓市民の取り組みから』花書院、2015年。

働犠牲者遺骨発掘・日韓共同ワークショップ（後に、「和解と平和のための東アジア共同ワークショップ」に改称）での記憶と継承を論じた本庄十喜の研究⁴、京都府宇治市ウトロ地区の居住権運動における在日コリアンと日本人支援者の連帯の軌跡を検討した全ウンフィの研究⁵があげられる。これらは、植民地の歴史に起因する諸課題に取り組む市民運動である点や、運動の始まりが70年代を前後して準備されていたという点で、記録する会と共通している。その一方で、上述した運動はその後に日本人と在日コリアン、もしくは韓国の市民と連帯を主軸としたトランスナショナルな運動へと展開していくのに対し、本稿で取り上げるのは、日々の暮らしを営む場で長きにわたり取り組まれてきた地域の人びとによる運動である。注目したいのは、地域に根差した運動の実態とそれによる人びとの意識変化が、地域社会においてどのような意味をもったのかという点である。

本稿では、歴史問題をめぐる運動の事例として、神奈川県津久井郡相模湖町（現・相模原市緑区与瀬）を中心に活動する記録する会を取り上げる。記録する会は1976年3月に結成され、相模ダム⁶建設における強制連行の聞き取り調査や追悼事業を行ってきた。記録する会の取り組みに関する先行研究としては、高江洲昌哉が2011年から2015年の5年間、会の取り組みを授業題材として扱った際の授業実践の様子を論じたものがあるが⁷、会の発生や実践を詳細に論じたものは見当たらない。

記録する会を対象として論じるにあたり、会が毎年発行しているしおり、ニューズレターを一次史料としている。加えて、神奈川県立公文書館に保管されていた記憶する会の関連資料も分析対象として用いている。また、発足時のメンバー5名へのインタビューと、筆者が追悼会にスタッフとして2度参加した際に見聞きした知見も資料として扱う。インタビューの方法は、質的方法に徹した。事前にインタビューアが質問事項をメールか郵送で送付、場所は対象者の自宅、または相模湖交流センターで行った。聞き取りは基本的に一対一で行い、許可を取り録音機で録音を行った。インタビュー時間は平均1時間30分ほど、対象者によっては数回の追加インタビューを行っている。

⁴ 本庄十喜「北海道における植民地支配の記憶と継承」、山田朗・師井勇一編『平和創造学への道案内』法律文化社、2021年、pp.166-178。

⁵ 全ウンフィ「地続きの朝鮮に出会う——ウトロ地区と向き合った京都府南部地域の市民運動の軌跡」、大野光明・小杉亮子・松井隆志編『越境と連帯 社会運動史研究4』新曜社、2022年、pp.89-109。

⁶ 正式名称は相模ダムであるが、記録する会が作成した資料には「相模湖ダム」、「相模湖・ダム」、「相模湖〔ダム〕」が用いられている。本稿では、記録する会の文章を引用する際は記載のまま引用する。

⁷ 高江洲昌哉「現代史の授業で「相模湖・ダムの歴史を記録する会」の活動実践を紹介して」『青山スタンダード論集 第12号』青山学院大学青山スタンダード教育機構、2017年、pp.27-38。

第1節では、記録する会を論じる前提として、旧相模湖町の概要とダム建設における強制連行の歴史を確認し、続く第2節では、記録する会の結成と取り組みの実践を明らかにする。第3節では、95年から3度にわたる訪中調査と生存者の訪日に焦点を当て、第4節では、メンバーへのインタビューにもとづき、個々人の参画の契機や続ける理由、活動継続の要因を整理したうえで、地域社会における意義についての考察へとつなげたい。

第1節. 旧相模湖町の概要と相模ダム建設における強制連行の歴史

本節では、記録する会の取り組みを論じる作業の前提として、活動地域である神奈川県旧相模湖町の概要と、相模ダム建設における中国人・朝鮮人の強制連行の歴史について確認する。

神奈川県最北部に位置する旧相模湖町は、現在の相模原市緑区与瀬・千木良・小原一帯を指す。明治維新後、1876年の合計人口は、1,661人、戸数は355戸で、農業や林業を中心とした小規模集落であった。戦後、次第に会社や工場などへの勤労者が増加し、60年代半ばからは駅のある与瀬を中心に、八王子や東京区内へ通勤する人たちの転入が目立つようになる⁸。

現在、相模湖といえばレジャー施設や冬場のイルミネーションなど、都内近郊の観光地として知られている。相模ダムは県で初となる大規模多目的ダムとして建設され、観光資源として利用しつつ、県の水道水の安定供給の一翼を担っている。

相模ダムは、1938年に相模川河水統制事業として県議会で可決し、1940年に起工、1947年に完成した。建設の背景には、戦時下における軍需産業の拡大に伴う電力不足があった。河水統制により安い電力を供給し軍需産業を誘致することで、財政の再建や工業用水の確保を行うことがダム建設の最大の目的だった⁹。建設の影響で先祖代々の土地が湖底に沈むと知った集落の住民らは、土地を残せるよう求める反対運動を展開した。しかし、「時局柄重大性ある」事業という理由から議決が強行され、山梨県側を含めた136戸の家々が湖底に沈んでしまう¹⁰。立ち退きを余儀なくされた人びとは、海老名市、東京の日野村や八王子市などに分散移住しなければならなかった¹¹。

相模ダム建設は、1941年6月に県と熊谷組の間で契約が交わされた。熊谷組は川尻村に相模川作業所と、与瀬町に与瀬作業所を置く¹²。ダム建設が始まると、東北や北陸地域を中心に労働

⁸ 相模湖町史編纂委員会『相模湖町史 民俗編』相模原市、2007年、pp.10-14。

⁹ 神奈川県と朝鮮の関係史調査委員会『神奈川と朝鮮』神奈川県渉外部、1994年、pp.225-226。

¹⁰ 相模湖町史編さん委員会『相模湖町史 歴史編』相模湖町、2001年、pp.632-635。

¹¹ 同上、p.636。

¹² 同上、p.644。

者が集められた¹³。また深刻な労働力不足により、朝鮮人労働者が多く働くことになる。このうち、以前から日本に在住していた朝鮮人も含まれるが、日本の植民地であった朝鮮半島から連行された朝鮮人もいた。その数は不明だが、1942年6月末、熊谷組の作業所には約800人の強制連行された朝鮮人労働者がいた。彼らは「(募) (マルボ)」と呼ばれ¹⁴、高い塀に囲まれた宿舎で監視下のもとで生活をし¹⁵、主に日本人が忌避する危険な仕事を強いられていた¹⁶。

一般的に、朝鮮人の日本内地等への労働送出は、1939年度以降、毎年閣議決定された動員計画に基づくもので、敗戦まで続いた。当初は、朝鮮総督府令に依拠した労働者の募集として行われ(募集)、1942年に朝鮮総督府の定めた要綱に沿って進められた(官斡旋)1944年9月以降は、国家総動員法第四条と、国民徴用令に依拠した動員(徴用)が展開された¹⁷。

朝鮮人労務動員の史実をめぐる議論の課題について外村大は、強制性の有無や物理的な暴力の強度、政府の関与の程度などに収斂されてきたがゆえに、「個人の意思」として契約した労働者は議論の枠外に置かれかねない点を指摘している¹⁸。徴用以前の募集や官斡旋は、形式的には「自らの意思」による契約となるし、経済的困窮により自ら募集に応じた事例もある。そして全員がタコ部屋に監禁され、暴力を振るわれたわけでもなかった¹⁹。相模ダム建設に投入された朝鮮人労働者のなかにも、以前から日本に居住していたか、自ら募集に応じて渡日した労働者がいた。しかしながら、たとえ自ら進んで日本内地に来た朝鮮人であっても、日本帝国の植民地支配政策と無縁である朝鮮人はいなかった点は強調しておきたい。

ふたたび外村の指摘にもどると、募集や官斡旋による朝鮮人の動員の問題点は、国家総動員法を法的根拠に進められた日本人の動員とは異なり、法的根拠もないまま進められた点にあり、戦時中、国家が動員する対象である朝鮮人を権利ある主体と認識していないがゆえに、法的裏づけのない個人契約がまかり通っていた点にある²⁰。これは他の歴史問題を考える上でも重要な指摘である。

¹³ 相模湖ダム殉職者合同追悼会実行委員会『第1回 相模湖ダム殉職者合同慰霊祭のしおり』1979年、p.6。

¹⁴ 同上、p.8。

¹⁵ 相模湖町史編さん委員会前掲、2001年、p.644。

¹⁶ 相模湖の歴史を記録する会『中間報告書』、1977年、p.51。

¹⁷ 外村大「朝鮮人労務動員研究とその課題」『歴史評論』第846号、2020年10月号、pp.62-70。また、日本内地への朝鮮人戦時労務動員の過程については、山田昭次・古庄正・樋口雄一『朝鮮人戦時労務動員』(岩波書店、2005年、pp.67-104)に詳しい。

¹⁸ 外村前掲、pp.64-68。

¹⁹ 同上、p.64。

²⁰ 同上、p.65。

中国人強制連行の場合は、敗戦後に外務省が作成した報告書により、おおよその数字が分かっている。中国人強制連行は、1942年11月の閣議決定「華人労働者内地移入ニ関スル件」に始まり、「試験移入」から「本格移入」へと移行、43年4月から45年6月までの間に、計3万8,935人が国内の鉱山やダム建設現場に動員され、そのうち6,830名が死亡した²¹。相模湖ダムには、1944年4月に287人の中国人が「移入」されている²²。

以上のほかに、建設には勤労働員学生460余人や地元の小中学生も砂利採取のため動員された。正確な総数は不明だが、当時の県の資料にはダムを完成させるために「延約三百五十萬人」²³の労働力が必要と記されており、大規模建設であったことがうかがえる。戦況の激化に伴い工事は一時中止された後、敗戦後に再開し1947年6月に竣工式が行われた。

ダム建設の過程で、事故や病気により83人が死亡、そのなかには28人の中国人と17人の朝鮮人が含まれる²⁴。ただし、朝鮮人の場合は、植民地政策の一つである創氏改名により日本名で記録されているものもあり、推定数でしかない。死亡者数もさらに多かったと思われるが、いずれにせよ、ダム建設により命を落とした半数が中国人と朝鮮人だったのだ。

第2節. 記録する会の結成と活動実践

次に記録する会の結成と、主な取り組みであるダム建設関係者への聞き取り調査と追悼碑の建立について見ていく。

(1) 記録する会の結成

前述したように、相模ダムは日本人のみならず、強制連行された中国人や朝鮮人も動員され、建設による死者の半数が中国人や朝鮮人であった。しかし、その史実はどこにも記されていなかった。

1976年3月、相模ダム建設の実態を明らかにし記録すべく、津久井郡内の在住・在職者8名が集まり記録する会が結成された。会結成の直接のきっかけは、記録する会の代表である橋本登志子氏（1950年、相模湖町生まれ）が、1975年9月に神奈川県主催の「青年の船」事業で

²¹ 田中宏・松沢哲成『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか—』現代書館、1995年、p.792。

²² 同上、pp.292-293。

²³ 「昭和十八年十一月二十七日相模川河水統制事業進捗概要」。ただし、本稿では記録する会のしおり（相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会実行委員会「第11回 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会のしおり」1989年、pp.20-21）から引用。

²⁴ 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会実行委員会「第15回 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会しおり」1993年、pp.27-29。

中国に訪問したところから始まる。「青年の船」は長洲一二県知事を団長に総勢 409 名が乗船、横浜港を出港し、上海、天津、北京をめぐる約 2 週間の旅程であった。内容は、座談会やスポーツ交流といった交歓会や、工業展覧会、人民公社、工場、学校、病院の見学などである²⁵。

橋本氏は訪中前に、中国に関する本として従兄弟から本多勝一の『中国の旅』（朝日新聞社、1972 年）を借りて読み、日本の加害の歴史を知った。ところが実際に訪れてみると、現地の人々が口を揃えて「あなたがた日本人も戦争の被害者」というのを耳にし、これが真の姿なのか疑問を感じた。翌年（1976 年）1 月に知人の誘いで中国長沙市に行き、ある人民公社に立ち寄った。その時のある出来事が橋本氏を加害の歴史へと向き合わせることになる。以下、当時の様子を綴った橋本氏の文章を引用する。

ちょうど旅行も半ばを過ぎた頃、長沙の高塘嶺人民公社を訪れた際、それまでの浮かれた旅行気分が打ち砕かれてしまうような出来事に会ったのでした。一月の冷たい雨の下で、ある片眼の年老いた中国人が、私たち日本人を見るなりひじょうに興奮して、大きな叫び声を出して罵倒したのです。もちろん私は中国語が分からないので、その老人の一言一言は理解できませんでした。しかし、私たち日本人に対し、非常な怒りを打ちつけていることは、その態度をみて分かりました。その時から私は、日本人が中国で何をしてきたのか、また、中国人は日本で何を強いられたのかを考えざるをえなくなりました²⁶。

また、橋本氏は幼いころに地元の相模湖町で土建業を営んでいた父親から、「相模湖町にも中国人が働かされに来ていた」と聞いた記憶があったのだが、その歴史的背景までは分からなかった²⁷。2 度の訪中経験や父親の話から、橋本氏は相模湖町でも強制連行の歴史があったのではないかと思い、この話を隣町に住む従兄弟の杉本憲昭氏（1939 年、藤野町生まれ）に話した。すると、中国に関心のある人を集めてみようという提案を受けたのだった²⁸。

杉本氏は、神奈川大学在学中に全学連の委員長を務め、その後相模湖町の隣町である藤野町で町議会議員を務めた人物で、地元では社会党系の活動家として知られた存在だった²⁹。その杉本氏と、津久井地区労働組協議長だった野口英二氏が中心となり記録する会のメンバーが集

²⁵ 神奈川県青年の船実行委員会『連帯：第 3 回神奈川県青年の船報告書』1976 年、p.145、p.164、p.166。

²⁶ 橋本登志子「相模湖ダムの歴史を記録する」三千里社『季刊三千里』28 号、p.189。

²⁷ 橋本登志子氏インタビュー、2020 年 11 月。

²⁸ 同上。

²⁹ 杉本憲昭氏インタビュー、2020 年 12 月。

まった。

(2) ダム建設関係者への聞き取り調査

記録する会は、最初の取り組みとしてダム建設関係者や、地元民への聞き取り調査を行った。聞き取りを行うにあたり重要な役割を果たしたのは、地元民である橋本氏の存在であった。当時、父親の土建業を継いでいた橋本氏は地元民への聞き取りの様子を以下のようにふり返る。

当時、熊谷組の下請けの孫請けで働いた人のなかに、戦後になってここ（相模湖町）で建設会社を起こして、建設業をやっていた人がいるんですよ、同じ業者の中に。父は、目は悪くなっていたけれども、どこの誰に聞けばこの話は分かるかと言って教えてくれて。そういうことを幼いころから聞かされていて。（中略）たとえば、「あのこんやく屋の親父はスパイ容疑で8ヶ月も捕まったんだぞ」って、「特高に連れて行かれて」っていうから聞きに行くじゃない。そうすると向こうもわかるわけ、私がどこの誰かって。他の記録する会のメンバーのことは誰も知らないけど、私には話してくれるんですよ³⁰。

橋本氏によると、関係者の証言は「意外とすーっと聞けちゃった」という。しかし、地元の人びとが聞き取りに積極的に応じたわけではなかった。過去にも地元の高校教員が生徒とともにダム建設により水没した勝瀬部落の歴史や、強制連行について調べようとしたが誰も話さなかったという³¹。また地元では活動家として知られていた杉本氏は「自分が行くと構えてしまう」と話す³²。土建業を営んでいた父の人脈と、地元で生まれ育ち、父の稼業を継いでいた橋本氏の存在が関係者の証言を得るうえで如何に重要であったかを物語っている。

記録する会は発足して1年半の間に、関係者10名への聞き取り調査を行い、1977年7月にガリ版刷りの中間報告書を完成させた。これにより、本籍が不明だった日本人死亡者8名の身元が判明し、中国人・朝鮮人の強制労働の史実が明らかになった。

記録する会は、報告書をもとに県に対してすべての犠牲者を追悼する慰霊事業の実施と、追悼碑の建立を求めていく。同時に、会のメンバーが中心となり「相模湖ダム殉職者合同追悼会実行委員会」（以下、追悼会実行委員会）を結成し、1979年7月に第1回相模湖ダム殉職者合

³⁰ 橋本登志子氏インタビュー、2020年11月。

³¹ 同上。

³² 杉本憲昭氏インタビュー、2020年12月。

同慰霊祭³³を開催した。そして会の要請により、県企業庁は企業庁名で相模湖公園内に湖銘碑を建立した。しかし、この碑には多くの問題があり、記録する会のメンバーは新しい湖銘碑の建立を求める活動を展開していく。

(3) 追悼碑の建立

相模湖ダム建設に関連する碑は、1947年に県知事名で建てられた「建設工事殉職者慰霊塔」（木柱、1962年に腐朽により石製に再建）と、1979年7月に記録する会の要請で建立された県企業庁名の湖銘碑、そしてこの湖銘碑の問題点を克服するかたちで、1993年に県知事名で建てられた新・湖銘碑³⁴がある。では、それぞれどのような問題があったのか、記録する会がどのような要請を行ったのかを見ていく。

まず、1947年6月の県知事名で建てられた慰霊塔は、誰の名前を刻むのかという問題があった。ダム竣工式に合わせて建立された慰霊塔には、工事により命を落とした人の名前が刻まれている。しかし、日本人と朝鮮人（推定者を含む）を含む52名の名前しか刻まれておらず、勤労動員学生や多数の死者を出した中国人の名前はなかった。

1979年7月に、記録する会の「史実に沿った碑の建立」という要請により、県企業庁名で建てられた湖銘碑は、ダム建設に殉職した「日本各地の出身者、中国、朝鮮半島の方々の精霊」に対する哀悼と感謝のみが記されており、建設により命を落とした一人一人の名前や、ダム建設により沈んだ勝瀬部落のこと、植民地の歴史に関する記述、それが国策で遂行された歴史が抜け落ちていた。これに対し追悼会実行委員会は碑文の不十分な点を指摘し、史実の追加とすべての犠牲者の刻銘を求めていく³⁵。

新・湖銘碑の建立の転機となったのは、1980年末に計画された県主体の相模湖公園再整備事業だった。追悼会実行委員会は、1988年10月に神奈川県企業庁宛に、再整備に際し、公園内の湖銘碑移転等に関しては、会と十分な協議を求める趣旨の申入れを送付、神奈川県津久井土木事務所にも協力要請を行い、いずれからも了解との回答を得た³⁶。

ところが、公園再整備事業が進んだ1990年2月、橋本氏が犬の散歩で公園を通り過ぎたと

³³ 当初は「慰霊祭」を使用していたが、1つの宗教のみを対象としているようだという理由から、第5回目からは「追悼会」に変更した。本稿では、第5回までを「慰霊祭」、それ以降は「追悼会」を用いる。

³⁴ 正式名称は「湖銘碑」だが、1979年建立のものと区別するため、会のメンバーは1993年を「新・湖銘碑」と呼んでいる。

³⁵ 橋本登志子氏インタビュー、2020年11月。

³⁶ 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会実行委員会「第12回 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会しおり」1990年、pp.1-3。

き、湖銘碑が撤去されたことに気づく³⁷。すぐに県企業庁と津久井土木事務所に問い合わせ、申入れに反していると抗議したところ、両方から謝罪の表明があった。この行政の失点を突くかたちで企業庁の管理局長と面談を行い、その場で新しい湖銘碑の建立を要請、企業庁からも前向きな回答を得た³⁸。

1990年7月以降、追悼会実行委員会のメンバーは企業庁と数回、新しい湖銘碑の本格設置について協議を重ねたが、担当者の人事異動などで連絡が途絶えてしまう。そのためメンバーは、企業庁ではなく、長洲一二神奈川県知事との直接面会へと方針転換し、市民運動の経験をもつ知事の秘書を介して県知事宛ての面会文書を渡した³⁹。しかし、県知事面会の日程の調整は思うように進まず、追悼会実行委員会のメンバーは面会の必要性を記した「知事先生への質問書」を作成、長洲一二氏の5回目の当選が確定した1991年4月に県庁に訪れ、知事の秘書に渡した。その質問書には、以下のことが要請された。新たに設置する湖銘碑は、①県知事名での建立、②すべての殉職者・殉難者の名前を刻み、③将来新たな犠牲者が判明した場合、刻銘可能なスペースの確保、④強制連行・強制労働の史実の記載などを求めた⁴⁰。

県知事への質問書を渡してから3カ月後、ようやく面会が実現し、会の要望に沿った新しい湖銘碑の建立が決まった⁴¹。長洲知事は面会の場で、質問書の内容について「全く同感」と述べ、企業庁では判断が難しい問題が含まれるため知事部局の渉外部が担当することになった⁴²。

このような紆余曲折を経て、1993年10月31日に県立相模湖公園に県知事出席のもと、新・湖銘碑の除幕式が行われた。湖銘碑は藤野町に住む造形作家からアイデアをもらい⁴³、建立の趣旨が外国籍県民にも伝わるように、日本語の碑文は中文、ハングルに訳された⁴⁴。

しかし、新・湖銘碑にも史実に沿った碑文にならなかった。それは碑文に「強制連行・強制

³⁷ 橋本登志子氏インタビュー、2020年11月。

³⁸ 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会実行委員会「第12回 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会しおり」1990年、pp.1-3。

³⁹ 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会実行委員会「第13回 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会しおり」1991年、p.3。

⁴⁰ 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会実行委員会「第13回 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会しおり」1991年、pp.3-9。

⁴¹ 同上。

⁴² 相模湖・ダムの歴史を記録する会「長洲知事訪問記録」（メモ）、相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会実行委員会「第14回 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会しおり」1992年、pp.26-27。

⁴³ 橋本登志子氏インタビュー、2022年11月。

⁴⁴ 2020年3月には東京オリンピック開催に合わせ、碑文に英文も追加された。

労働」の8文字が入らなかった点である。これは、記録する会と渉外部の職員の間で最も意見が対立した点だった。当時、県議会常任委員会において、県知事名で建立される碑文に8文字が入ることは「非常にデリケートな問題」⁴⁵であるという慎重な意見が強く、渉外部の職員は「強制連行・強制労働」の文言が入らなくとも、「捕虜として連れてこられた中国人」や「当時植民地であった朝鮮半島」、「国の方策によって」という文言から看取できると主張した。それでも、会のメンバーが納得しない姿を見て渉外部の担当者は、「どうしても自分の思いを込めたいのなら、あなたたちで碑を作ったらいいじゃないですか」と言い放ったという。会のメンバー内でも意見が分かれたが、県知事名で県立公園の目のつくところに建てることを選択した⁴⁶。

一方、「強制連行」が碑文に入らなかった妥協案として、新しい湖銘碑の碑文は取り外し可能なプレートにしてもらい、いつでも変更できるように設計した。渉外部の職員からも「これから世の中変わっていくだろうから、その時はどうぞあなた方の好きなように変えてください」と言われたという。そして、行政からは碑文に共生の思想を記したいとの要望があり、「共に生きる地域社会の創造を願い」という一文が書き加えられた⁴⁷。

第3節. 訪中調査団の派遣と生存者らの来日

本節では、中国人強制連行の被害者の聞き取り訪中調査について、その経緯と取り組みを整理し、生存者らの来日に際して行われた表敬訪問の様子を取り上げる。

(1) 訪中調査団の派遣

1976年に結成した記録する会は、日本人のダム建設関係者を中心に聞き取りを行ってきたが、中国人や朝鮮人、すなわち強制連行により動員された側の証言を聞けずにいた。1988年7月の第10回追悼会の場で、記録する会代表の橋本氏は「私達のこれまでの証言収集は日本人からの証言であって、中国・朝鮮人の証言が取れていません。六年前一九八二年八月中国の紅十字会へ調査の依頼をしましたが、いまのところ証言を収集するまでには至っていません。これらは、これからの記録する会の課題」⁴⁸であると述べている。1982年8月、追悼会実行委

⁴⁵ 『警察渉外常任委員会』（平成6年度）、神奈川県立公文書館所蔵、1200002033、「平成5年2月定例会提出議案」。

⁴⁶ 橋本登志子氏インタビュー、2020年11月・太田顕氏インタビュー、2020年11月。

⁴⁷ 同上。

⁴⁸ 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会実行委員会「第10回 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会しおり」1988年、p.13。

員の代表で町議会議員だった杉本憲昭氏ら4名が、中国紅十字会へ生存者の調査依頼のため中国に訪問するも紅十字会側から重要な情報を得られなかった⁴⁹。

それから10数年後の1995年から97年にかけて、記録する会は長野県松本市の市民グループ「里山辺朝鮮人・中国人強制労働調査団」とともに、中国河北省を中心に生存者の聞き取り調査を行うこととなる。これには相模ダム建設を請負った熊谷組が、長野県松本市中山の半地下施設工事も請負っており⁵⁰、相模湖町に連行された中国人287名のうち259名が1945年7月に長野県松本市に「転出」されていたことが関連している⁵¹。

戦後、長野県松本市でもいくつかの市民グループが結成され、松代大本営の半地下工事の実態調査および強制連行について調査が行われてきた。70年代から関係者への聞き取り調査が行われてきたが、90年に「里山辺朝鮮人・中国人強制労働調査団」が結成され、中国人生存者への聞き取り調査が本格的に始まった⁵²。

歴史の専門家でない市民が、独自で国外調査を行うようになったのは90年代以降のことである。とりわけ中国人強制連行に関しては、連行された中国人名簿が収録された『資料・中国人強制連行』及び『資料・中国人強制連行の記録』（ともに明石書店、1987年、90年）の出版が、生存者や遺族調査に重要な意味をもった⁵³。また90年8月に名古屋で開催された「朝鮮人・中国人、強制連行・強制労働を考える全国交流会」によって、それまで個別に活動してきた市民グループが一堂に会し、横のつながりを持つようになったことも大きい。この全国交流会は、東海地方で戦争末期の地下軍需工場の調査を進めてきた市民グループが同年1月に報告書『ピツタム（血汗）』を刊行し、その後全国各地の市民グループに呼びかけたことから始まる。第1回交流会には全国23の都道府県から47団体、約300名が参加した⁵⁴。記録する会と長野県の市民グループの合同訪中調査には、このような背景があった。

⁴⁹ 杉本氏は社会党の活動訪中団の一人として、国交回復以前から中国に訪れており、82年の訪中調査団は社会党の議員で日中友好協会の石野久男と中国共産党の李福德の仲介により実現した。（杉本憲昭氏インタビュー、2020年12月）

⁵⁰ 村上晃「明らかにされる強制労働の歴史と真実—長野訴訟の経緯と内容」古庄正、田中宏、佐藤健生・他著『日本企業の戦争犯罪』創始社、2000年、p.188。

⁵¹ 田中・松沢前掲、1995年、pp.292-293。

⁵² 里山辺朝鮮人・中国人強制労働調査団『里山辺における朝鮮人・中国人強制労働の記録』1992年、pp.48-49。

⁵³ 資料出版の経緯の詳細は、田中宏「解題、解説をかねた一考察」（田中・松沢哲前掲、1995年、pp.785-802）を参照されたい。

⁵⁴ 田中宏「強制連行問題連絡会議の発足」『歴史評論』第496号、1991年、p.105。

2つの市民グループは、信州大学に留学経験をもつ河北大学准教授（当時）の陳俊英氏や、同大学の教授で以前から日本の市民グループと交流があった劉宝辰氏の協力のもと、河北省保定市を中心に訪中調査を実施した⁵⁵。具体的には、95年に生存者4名⁵⁶、96年に同じ生存者と、遺族延べ10名から聞き取りを行い⁵⁷、97年には華北労工協会で通訳をしていた中国人から証言を得ている⁵⁸。

当時、生存者の立場からすれば、都心から離れた土地に自分を探しに日本人が訪ねてくると聞けば、日本の行政か熊谷組の関係者が賃金未払いや補償について話しに来ると思ったのだろう。生存者の于宗起氏⁵⁹は、拷問による後遺症で今も精神的に苦しめられていること、苛酷な労働による報酬が未払いであること、これに対する補償を記録する会のメンバーに求めた⁶⁰。

さらに同席した息子の于春利氏は、「精神的な慰めが欲しいです。日本政府に謝罪と補償を要求したいです」と述べている⁶¹。記録する会はその要求を日本に持ち帰り熊谷組に伝えた⁶²。しかし于氏の要望どおりの進展はなく、翌年（96年）8月に再訪したとき于氏たちは「補償に関する話が進んでいない状況では、話す気がない」と黙ってしまった。聞き取りの会場として使用したホテルで勤務していた若い中国人のスタッフが彼らを説得し、ようやく話してくれたという⁶³。

相模湖の歴史やダム建設の史実を明らかにし後世に伝えることを目的に活動してきた記録する会にとって訪中調査は、強制労働の問題を生存者の「戦後」と残された遺族らを含めて捉え直すきっかけとなった。しかしながら、生存者から要求された日本政府の公式謝罪と戦後補償、および企業の未払い賃金の請求は、地域の市民グループにとって応えることのできない大きな

⁵⁵ 里山辺朝鮮人・中国人強制労働調査団『訪中調査報告集』1995年、p.69、p.94。

⁵⁶ 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会実行委員会「第18回 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会しおり」1996年、pp.2-3。

⁵⁷ 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会実行委員会「第19回 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会しおり」1997年、p.3。

⁵⁸ 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会実行委員会「第20回 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会しおり」1998年、p.2。

⁵⁹ 日本軍に捕まった時は「李宋起」という偽名を使っていた。（相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会実行委員会「第18回 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会しおり」1996年、p.6）

⁶⁰ 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会実行委員会「第18回 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会しおり」1996年、p.14。

⁶¹ 同上。

⁶² 橋本登志子氏インタビュー、2020年11月。

⁶³ 同上。

課題であった。橋本氏は、「記録する会には裁判をするほどの余力はないけれど、若い世代にこれからも伝えていく」と約束したという⁶⁴。そして「死ぬまでにもう1度、与瀬ダム⁶⁵が見たい。当時の様子を日本の若い人に話したい」という于さんの希望を受け入れ、同年11月、生存者と遺族らの訪日を実現した⁶⁶。

(2) 生存者の来日と県庁への表敬訪問

第二回目の訪中調査から帰国した会のメンバーは、「中国人・元強制連行者訪日歓迎実行委員会」を立ち上げ、カンパ要請や歓迎行事への協力を行政や民族団体、労働組合や人権団体に要請していく。9月には県庁を訪れ、表敬訪問の受入れと経済的援助を求めた。日本人殉職者の遺族の場合、初回の追悼会の参加時に限り企業庁が往復交通費と宿泊費を負担する取決めになっていたため、中国人遺族にも同じように適用してほしいと要請したのだった。それに対して渉外部の職員は、7月の追悼会に限られているため難しいが、表敬訪問は前向きに検討すると回答した。

1996年11月7日、生存者の于宗起氏と息子の于春利氏、長野県松本市に連行された宋書堂氏と息子の宋万軍氏、通訳の陳英俊氏5名が訪日した。于氏一行は到着の翌日に県庁と横浜華僑総会に表敬訪問。9日に相模ダムと湖銘碑を見学し、午後には地元の小学校で証言集会が開かれた。翌日10日に長野県松本市へと移動し14日に帰国した⁶⁷。

ここでは、県庁表敬訪問の様子を詳述したい。県庁表敬訪問は、訪問2日目の12時10分から20分間行われた。于氏ら5名と、実行委員会8名が参加、県側は渉外部長が対応した⁶⁸。まず渉外部長の挨拶の後、実行委員長である中島氏⁶⁹の挨拶、次に于氏と同行した息子が一言述べた。冒頭、渉外部長の吉田氏は歓迎の言葉を述べた後、神奈川県が中国の遼寧省と10年以上の交流があること、相模ダムの建設工事での「ご苦労」に対し「お礼」を言い、3年前に相模湖公園内に湖銘碑を建立したこと、そして計り知れない恩恵を与えてくれる相模湖の歴史を学

⁶⁴ 同上。

⁶⁵ 戦時中の相模ダムの呼称。

⁶⁶ 「52年ぶりに相模湖へ 中国人・元強制連行者 若い人に当時の話を」『神奈川新聞』1996年11月6日。

⁶⁷ 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会実行委員会「第19回 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会しおり」1997年、pp.4-5。

⁶⁸ 副知事が対応する予定であったが、急遽予定が入り渉外部長に変更した。(『相模湖ダム追悼碑』(平成8年～10年度)、神奈川県立公文書館所蔵、1201015092、「相模湖・ダム建設工事労働者の中国からの県庁表敬訪問について」)

⁶⁹ 記録する会のメンバーで、「中国人・元強制連行者訪日歓迎実行委員会」の代表。

び、感謝の気持ちと平和への願いを新たにしたいと述べた⁷⁰。于氏は「去年までに橋本さん達が2度訪問してくれた」「今年は、ご招待していただき感謝している。また、県庁の幹部の方にも感謝している。当時の労働は、条件も厳しく、今は病気がちなので、息子と一緒に来ました」と挨拶した。そして息子の于春利氏は、記録する会のメンバーに対し「調査、ご苦労さまでした。また、県も親切に応接してくれてありがとう。日本の政府が今まで何もしてくれなかったことは残念である」と述べた⁷¹。

神奈川県立公文書館には、記録する会の関連資料が多く保管されている。今回の調査で、表敬訪問の際の渉外部長の挨拶は、事前にふたつの「部長あいさつ用メモ」が用意されていたことが明らかになった。実際に読まれたメモ⁷²よりは少し長く書かれた「部長あいさつ用メモ」には、基本的な挨拶に加え「工事中の殉職や、病気などで、多くの方々の尊い犠牲の上に、ようやく完成した工事でしたが、とりわけ、于さん達、中国から戦争の捕虜として日本へ連れてこられ、このように厳しい工事現場で働かされた方々のご苦労に対しましては、心からお詫び申し上げます」の一文が入っていた⁷³。

ふたつのメモのうち、なぜ重要な一文の抜けたものが読まれたのか、そもそも作成者は誰で、どのような議論があったのかについてはわからなかった。そのため理由については憶測の域を出ないが、90年代は日本各地で国や強制連行関連企業を相手に補償と謝罪をもとめ裁判が提訴されていた時期であり、県は責任を取るべき主体なのか強制連行に対する県の姿勢を明らかにする場面が増えていくことへの懸念など、対応する職員のなかでも意見が分かれたはずだ。そのため、碑文にも書かれなかった「捕虜」や「心からお詫び」は生存者の耳に届くことはなかった。

第4節. 活動を続けてきた人びとへのインタビュー

以上、ここまで記録する会の活動を中心に見てきた。本節では、発足時から活動に関わり続けるメンバーへのインタビューをもとに、参画の契機や関わり続ける理由、活動を通じてどの

⁷⁰ 『相模湖ダム追悼碑』（平成8年～10年度）、神奈川県立公文書館所蔵、1201015092、「部長あいさつ用メモ」。

⁷¹ 『相模湖ダム追悼碑』（平成8年～10年度）、神奈川県立公文書館所蔵、1201015092、「県庁表敬訪問での会話の概要」。

⁷² 表敬訪問に同席した記録する会のメンバーである太田顕氏によると、渉外部長の挨拶で「お詫び」の言葉はなかったという。

⁷³ 『相模湖ダム追悼碑』（平成8年～10年度）、神奈川県立公文書館所蔵、1201015092、「部長あいさつ用メモ」。

ような意識変化があったのかを明らかにし、活動継続の要因を検証する。そのうえで、地域に根差した運動がいかなる意味をもったのかについて考察を深めたい。

(1) 活動に参画した理由

記録する会は、代表である橋本氏と従兄弟の杉本氏、津久井地区労働組合議長の野口氏が中心となり発足した。初期メンバーである太田顕氏（1943年、千葉県船橋市生まれ）は、大学で福祉を学び、1968年に県の職員採用試験に合格、最初の勤務先が障害者支援施設「津久井やまゆり園」だった。もともと歴史には関心があり、学生運動や日韓基本条約反対闘争に参加した。記録する会には、尊敬する野口氏から誘われ、地域の歴史を知るいい機会だと思い参加した⁷⁴。

もう一人の初期メンバーである高村雅博氏（1950年、長野県北佐久郡望月町（現・佐久市）生まれ）は、都内の夜間大学を卒業し、1975年に隣町の佐野川中学校（その後、藤野中学校に統合される）に着任する。学生時代に読んだ井上清の『日本の歴史（上・中・下）』（岩波書店、1963～1966年）は、高校で学んだ歴史とは異なる、民衆の視点から描かれた歴史であり、地域史や民衆史へ関心を持つきっかけとなった。記録する会には、学生運動をしていた仲間が川崎で高校教員になり、その友人から野口氏を紹介されて参加した⁷⁵。

田中造雅氏（1952年、滋賀県大津市生まれ）は、大学卒業後に藤野中学校の数学教員として着任、教職員組合に入り高村氏と知り合いになり1978年から参加している。大学では工学部に進学したが、下宿先の友人の影響もあり大塚久雄の本や『現代の眼』など、専門外の知識に触れた。大学の自主ゼミや下宿先での読書会で会う人びとと話するうちに、ヘルメットこそ被らなかったが、運動のようなものには関心を持ったという⁷⁶。「当時、運動をやっている人とやってない人の垣根が低かった」⁷⁷という田中氏の言葉が示すように、3人のインタビューからは、活動参加への覚悟や決心といった強い意志よりは、学生運動が盛んな時期に学生生活を送ったことや、20代半ばという活動参加に十分な体力と、時間的ゆとりを比較的確保しやすい年ごろで、かつ気心知れた知人や尊敬する人からの誘いが会の参加へとつながったことがうかがえる。

(2) 活動を続けるなかでの意識変化と、その背景

それでは、会の活動を続けるなかでどのような意識変化が生じたのだろうか。太田氏は、活

⁷⁴ 太田顕氏インタビュー、2020年11月。

⁷⁵ 高村雅博氏インタビュー、2022年7月。

⁷⁶ 田中造雅氏インタビュー、2022年7月。

⁷⁷ 同上。

動を通じての意識変化を次のように述べる。

戦地でドンパチやっているのとは異なり、戦争は後方も含まれるというか、大きな影響を受けたことを相模湖ダム建設で知って。とりわけ朝鮮人や中国人への強烈な差別がなぜ起こり得たのか、その実態はなにかを会の追悼会の活動の中でだんだん知るようになった⁷⁸。

会の活動は現在、継承や語り手活動、追悼事業に主眼が置かれている。田中氏は、強制連行の歴史や悼む行為のなかに、残された家族を含めて考えたいと語り⁷⁹、継承や追悼活動は自身の戦後責任を果たすという思いにつながっていると述べる⁸⁰。そこには、95年に中国人生存者や遺族の訴えを聞いた時、自身は「いかなる思いを持つことも自由で、(中略)訴えに耳を貸さないことも一つの態度表明」⁸¹としてあり得たが、彼らの言葉を自分なりに受け止めることで「戦後責任を果たしていく」という「当たり前の思い」に転化されていった⁸²。現在、朝鮮学校の「高校無償化」排除に対する反対運動に関わることもその思いは通底しており、社会を作ってきた当事者として活動に関わり続けているという⁸³。

インタビューで幼少期のアジアとの関わりについて尋ねると、高村氏は幼い頃に経験した2つの出来事を話してくれた。

長野って在日の人結構多いんだよね、部落もあるし。すぐ近くに在日の人いて、今でも覚えてるんだけど、朝鮮漬けなんかを教えてくださいました。(中略)小学校高学年の時、俺の友だちが、その在日の女の子に差別的なことを言ったんだよね。その時に担任の先生がその友達の首根っこを持って引きずっていったのを、今でも強烈に覚えてる⁸⁴。

あともう一つは、銭湯だよね。地域に公衆浴場があって、1週間に1回ぐらいしか行け

⁷⁸ 太田顕氏インタビュー、2020年11月。

⁷⁹ 田中造雅氏インタビュー、2022年7月。

⁸⁰ 田中造雅「希望の論理」、相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会実行委員会『第43回 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会しおり』2021年、p.14。

⁸¹ 同上、p.17。

⁸² 同上、pp.15-17。

⁸³ 田中造雅氏インタビュー、2022年7月。

⁸⁴ 高村雅博氏インタビュー、2022年7月。

ないんだけど。そこで大人の人がやっぱり「国に帰れ」みたいなこと朝鮮の人に言っていた記憶があって、俺、すごい嫌な思いしたんだよね。そういう印象があるんですよ。言われた方はすごく困ったような顔している、それがアジアの関わりかなと思うんだよね⁸⁵。

高村氏は、なぜ担任の先生が友人に対してあれほどまでに怒ったのか、銭湯で見た大人たちの露骨な差別は何であったかについて、歴史を学ぶなかで徐々に理解できたと話す⁸⁶。同じように、太田氏も幼少期に受けた「朝鮮人」への印象を次のようにふり返る。

幼い頃、大人の朝鮮のことを話しているのを聞くと、なんとなく、大人はね、朝鮮人ということを書いて避けているような感じ。全然理由は分かりませんよ。朝鮮人っていう言葉をするといけない感じ。幼少の頃を思えばそういうような印象を持っている。それを引き継いでいる中で、私も朝鮮人っていう言葉は非常に怪しげな言うのかな、なんかあるのかなって。そんな深くは考えてませんが、それが幼少の頃の印象なんです⁸⁷。

そしてこの「妙な印象」は、記録する会で在日朝鮮人・韓国人との接点が増え、「朝鮮人という言葉に対する違和感はすんなり克服できた」と言う。今では「朝鮮人の誰さんです」と素直に紹介できるようになったことを、活動を通じて得た変化だと語った⁸⁸。

(3) 活動継続の要因と社会的条件

記録する会は、発足してから間もなく半世紀を迎える。活動は、なぜ長きにわたり続いてきたのだろうか。そもそも、戦争や植民地支配の歴史に起因する諸問題をめぐる市民運動は、70年代以降に活性化したといわれる⁸⁹。その背景には、60年代後半から70年代にかけて高度経済成長による新中間層の形成と、人びとの生活のゆとりから市民活動に必要なカンパなどの資金調達が可能となった点、集会場や公民館など活動スペースの整備が進んだ点、都市化や人口密集による人員の確保が容易となった点などがあげられる⁹⁰。記録する会の場合もいくつかの

⁸⁵ 同上。

⁸⁶ 同上。

⁸⁷ 太田顕氏インタビュー、2020年11月。

⁸⁸ 同上。

⁸⁹ 外村大「歴史問題における和解と市民運動」『和解学の試み』明石書店、2021年、pp.170-171。

⁹⁰ 同上、p.172。

点で合致する。たとえば、年に1度の追悼事業は、関係団体や市民らのカンパで賄われており⁹¹、毎年追悼会は県立相模湖交流センター⁹²で開催されている。また、1975年の神奈川県における20～34歳の青年層の人口比率は約3割を占めていた⁹³点も、市民らの活動が活性化した要因といえる。

一方、70年代の地方自治体の確立も、会の活動に小さくない影響を与えている。とりわけ神奈川県は75年に長洲一二革新自治体が誕生し、95年までの20年間、革新知事として県政に就いた。長洲知事は、「地方の時代」⁹⁴、「内なる民際外交」、「県民参加」⁹⁵といった地方自治体のあり方を提唱し、とりわけ内なる民際外交は、国家間の外交とは異なる民間レベルにおける経済交流、文化交流、民衆同士の交流を土台にした国際関係の確立、特にアジアの諸地域との友好の確立を目指すものであった⁹⁶。記録する会の要請により建立された新・湖銘碑の除幕式に出席した長洲知事は、追悼の辞にあたり「湖銘碑が外国籍住民とともに生きる地域社会づくりのシンボルとなることを祈念する」と述べている⁹⁷。このように記録する会の活動は、民際外交の一環として位置づけられよう。

相模湖町の人口規模も、活動の長期化の一つの背景として指摘できる。相模湖町の人口は70年代から90年代まで約1万人前後を推移している⁹⁸。橋本氏いわく、町の職員も町長も「どこの誰か分かるし、ケンカしたって、次の日には顔を合わせられる」⁹⁹くらい生活圏をともにしている間柄なのだ。太田氏は、「相模湖町と藤野町を合わせても約2万人程度だが、小さいなかにもそれぞれ行政があり政治がある」¹⁰⁰と述べ、「民主主義にはこのくらいが丁度いい」¹⁰¹と語った。

最後に、活動が続いた要因として、キーパーソンである橋本氏の存在は欠かせない。他のメ

⁹¹ 会計報告は追悼会終了後に発行される「相模湖（ダム）殉職者追悼会ニュース」（1983年第5回までは「相模湖ダム殉職者慰霊祭ニュース」）に掲載されている。

⁹² 相模湖交流センターが建設されている場所は、戦時中は朝鮮人宿舎だった。

⁹³ 総理府統計局『第二十六回日本統計年鑑』1976年、pp.26-27。

⁹⁴ 長洲一二「「地方の時代」を求めて」、岩波書店『世界』1978年10月号、pp.49-66。

⁹⁵ 長洲一二『燈燈無尽：「地方の時代」をきりひらく』ぎょうせい、1979年、pp.52-58、pp.126-133。

⁹⁶ 同上、p.128。

⁹⁷ 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会実行委員会「第21回 相模湖・ダム建設殉職者合同追悼会しおり」1999年、p.18。

⁹⁸ 神奈川県統計センター『令和2年国勢調査結果速報』2021年、p.8。

⁹⁹ 橋本登志子氏インタビュー、2022年11月。

¹⁰⁰ 太田顕氏インタビュー、2022年11月。

¹⁰¹ 同上。

ンバーも言及しているとおり、生粋の地元民である橋本氏がいたからこそ、住民からの貴重な証言を得ることができた¹⁰²。そして追悼会を通じて、橋本氏は地域の人とつながり、もし地域のなかで問題があれば、「おかしいことがあれば、地域の中から声をあげる」ことを大事にしているという¹⁰³。

また橋本氏の口ぐせである、去る者は追わず、来るもの拒まず¹⁰⁴は、市民活動において「地域の共同体でのしがらみにとらわれることなく市民的自由を行使しうる」¹⁰⁵土壌をつくった。他のメンバーも「身の丈の大きさ」¹⁰⁶で活動し、活動に参加できなくなっても「ほかの地域で活動できているならそれでいい」¹⁰⁷のであり、「我々と異なる、新しいエネルギーが入ってくることで活動が活性化していく」¹⁰⁸と話す。橋本氏が、「考えは違うけど、一点見る方向が同じ人が集まったことで会が続いた」¹⁰⁹と振り返るように、互いに顔を見ながらの熟議のうえに活動が続いてきたのだろう。

おわりに

以上、1970年代以降の歴史問題をめぐる市民運動の事例として、神奈川県相模ダム建設における強制連行の史実解明と、追悼事業を行ってきた記録する会の活動を取り上げた。本稿では発足の経緯やこれまでの取り組み、メンバー個々人の参画のきっかけ、活動を通しての意識変化を明らかにし、なぜ長きにわたり活動が続いてきたのかを検証した。以上の分析をふまえて、冒頭で示した本稿の課題、すなわち記録する会の活動意義と地域社会において活動がいかなる意味をもったのかについて考察する。

繰り返しになるが、記録する会は相模ダム建設をめぐる歴史、とりわけ無きものとされていた中国人、朝鮮人に対する強制連行の歴史を明らかにし、住民への聞き取り調査をもとにダム建設により命を落としたすべての人びとの名が刻まれた追悼碑の建立を求めた。この訴えは紆余曲折を経ながらも県立公園内に県知事名で追悼碑を建立させ、現在もなお地域のなかで追悼

¹⁰² 太田顕氏インタビュー、2020年11月・高村雅博氏インタビュー、2022年7月・田中造雅氏インタビュー、2022年7月。

¹⁰³ 橋本登志子氏インタビュー、2020年11月。

¹⁰⁴ 太田顕氏インタビュー、2020年11月。

¹⁰⁵ 外村前掲、2021年、p.171。

¹⁰⁶ 田中造雅氏インタビュー、2022年7月。

¹⁰⁷ 太田顕氏インタビュー、2022年11月。

¹⁰⁸ 高村雅博氏インタビュー、2022年7月。

¹⁰⁹ 橋本登志子氏インタビュー、2022年11月。

事業を続けている。そして調査により明らかにされた強制連行の史実は、町史や県史といった地域の歴史として記されている。これらは、会の活動なくしては、成し得なかったことを指摘しておきたい。

また90年代には、中国人生存者を探し出し、彼らと残された遺族の訴えに向き合った。その声もダム建設における歴史のひとつとして、地元の小中学生や他の市民グループ、都内の大学生に向けて伝え続けている。こうした活動の積み重ねは、人びとを地域史の捉えなおしへと導く。暮らしを営む場の歴史、とりわけ日々眺める湖や暮しのうえでは欠かせない水を供給するダムの建設にどんな人が関わっていたのか。この問いは見知らぬ土地に連行されて死んでいった人びとの存在を認識し、やがてそれは地域の歴史のひとつとして記憶された。この点が、記録する会の活動の重要な意義といえよう。

そしてこのような取り組みは、決して一人では達成することはできない。社会の不条理を共感でき、声をあげることでできる人びとがいてこそ活動は成り立つ。本音でぶつかり時には言い争いながらも、知恵とアイデアを柔軟に共有していくことで活動は続いた。

とある小さな町にも戦争や植民地の歴史に起因する問題があり、他民族に対する差別意識など、現在の日本社会が抱える問題が凝縮されている。それを明らかにし亡き人を悼み、その存在を伝えることは、活動に関わる人びとをして日常を営む場に目を向けさせ、地域社会のあるべき方向性を模索する動きが生まれるのではないだろうか。

60年代後半から日本国内で「加害性」を問う議論が生まれ、歴史問題をめぐる市民運動が各地で展開された。その後、海を越えた人びととの連帯や、トランスナショナルな人的つながりを駆使した運動へと発展していく。その一方で、記録する会の活動は足もとの底に沈められた史実を掘りおこし、地域の歴史として記録し地域社会のあり方を思考する活動へと展開していった。それは、外交問題化した歴史の問題を、解決へと導くための直接的な運動であったとはいえず、また日本社会をダイナミズムに変革させうる社会運動でもなかった。しかしながら、地域において社会のあり方を身近な人びとと考えることは、選挙を通じたトップダウン型の民主主義ではないものの、長期的にみたときに潜在的な社会変革の力になり得るのではないだろうか。

最後に、本稿では言及できなかった課題点について触れておく。ひとつは、記録する会の活動が続いた背景について革新自治体について言及した。しかし同じような歴史問題をめぐる市民運動は各地に存在するが、必ずしも革新自治体ではない地域もある。また革新自治体であったとしても市民の取り組みが活発化しない場合もあるのなら、それは個別の検討が必要となるだろう。つぎに、生存者や遺族への聞き取りや来日時の証言集会の内容は、記録する会と長野

県の市民グループによって詳細な記録が残されている。それらは貴重な記録であるが、紙幅の関係上、本稿で言及することができなかった。この点については別稿で論ずることとしたい。最後に、70年代以降の市民運動研究が個々の事例研究として論じられる点である。本稿も筆者の能力不足により事例分析にとどまってしまったが、市民運動を総体的に歴史のなかに位置づける作業が求められる。以上の点は今後の研究課題としたい。

강제연행 · 강제노동의 역사를 통해서 지역사회를 되묻다 — ‘사가미코 · 댐 역사를 기록하는 모임’의 활동을 중심으로

사쿠라이 스미레

1990 년대, 일본제국의 침략으로 인권침해를 당한 사람들이 일본정부나 기업을 상대로 수많은 전후보상 소송을 제기하면서 일본사회에서 역사문제에 대한 관심이 높아졌다. 그러나 최근 연구에서는 60 년대 후반부터 이미 아시아에 대한 ‘가해 의식’이 싹트고 있었다는 사실이 확인되고 있다.

본고는 가나가와현 사가미하라시(神奈川県相模原市)에 위치한 사가미코 댐 건설 당시의 강제연행 · 강제노동 역사를 기록해온 ‘사가미코 · 댐 역사를 기록하는 모임’ (이하, 기록하는 모임) 의 활동을 정리하고, 기록하는 모임의 활동이 지역사회에 있어 어떠한 의미를 가졌는지에 대해서 검토했다.

사가미코댐은 1941 년에 기공하여 47 년에 완성되었다. 댐건설을 위해 일본 도호쿠 지역 및 호쿠리쿠 지역 출신자, 조선인 노동자들을 중심으로 모집했으며, 44 년 4 월에는 ‘화인(華人) 노무자’로서 287 명의 중국인이 ‘이입’되었다. 댐 건설 과정에서는 83 명이 사망했는데, 그 반은 조선인 및 중국인이었다. 그러나 이 사실은 공적역사에는 기록되지 않고 있었다.

1976 년 3 월 댐건설의 역사를 밝히고자 기록하는 모임이 발족되었다. 그들은 지역주민들에게 청취조사를 진행하고 다음해 10 월에 중간보고서를 작성하여 보고회를 개최하였으며, 79 년에 제 1 회 추모식을 거행했다. 기록하는 모임은 조사 중에 알게된 사실을 토대로 하여 가나가와현을 상대로 판명된 모든 희생자의 이름과 강제연행 역사가 새겨진 추모비 건립을 요구했다. 또한 95 년부터 97 년에 걸쳐 중국인 생존자에게 청취조사를 하기 위해 중국으로 조사단을 파견하였고, 96 년에 생존자와 유족을 일본으로 초대하여 증언집회와 현청(県庁) 공식방문을 거행했다. 추모비는 가나가와현 직원과 타협안을 찾아 93 년 10 월에 현립공원 내에 현지사(県知事) 명의로 건립하게 되었다.

마지막으로 활동을 계속해 온 사람들의 인터뷰를 통해 개개인의 참여 계기와 그들이 활동에 계속해서 참여해온 이유를 밝히고, 또한 지속적인 활동을 가능케 한 사회적 요인을 분석했다. 오랜 기간에 걸쳐 진행해 온 계승활동 및 추모행사는 사람들로 하여금 작은 지역사회 속에서도 전쟁이나 식민지 지배에 기인하는 역사가 존재했음을 인식시키고 지역사회가 어떠한 자세를 지녀야 하는가를 숙고하면서 지역사회의 변혁과 방향성을 모색하는 움직임으로 이어졌음을 밝혔다.